**宇佐神宮御鎮座１３００年を契機とした県内広域周遊促進**

**デジタルスタンプラリー事業委託業務に係る**

**企画提案競技（プロポーザル方式）募集要項**

**１　契約に付する事項**

1. 業 務 名　宇佐神宮御鎮座１３００年を契機とした県内広域周遊促進

デジタルスタンプラリー事業委託業務

（２）履行期限　契約締結日から令和８年１月３１日まで

（３）業務概要　別添仕様書のとおり

（４）限 度 額　４，９８６，０００円（消費税額及び地方消費税額を含む）

**２　参加資格**

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に該当しない者であること。

（２）大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、または、同等の資質を有する者。

（３）本事業を受託できる財政的健全性を有していること。

（４）受託業務に関するノウハウを有し、十分な実施体制が整っていること。

（５）県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること。（インターネット接続環境があることを前提とする。）

（６）宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。

（７）特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。

（８）自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

①　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③　暴力団員が役員となっている事業者

④　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

⑤　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

⑥　暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

⑦　役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

⑧　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（９）業務の実施に当たり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業についても上記（１）～（８）を満たしていること。

（１０）事業の実施に当たり専任の担当者を配置し、県との打合等に担当者等を出席させることが可能な者であること。

**３　提出書類等**

（１）企画提案競技参加表明及び参加資格の確認

①　提出書類

ア　参加申込書兼誓約書（第１号様式）

　イ　提案者概要（第２号様式）

ウ　誓約書（第３号様式）

エ　大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していない者については、下記書類一式

・賃借対照表、損益計算書

・納税証明書（都道府県税）（写しは不可）

・納税証明書（地方消費税）（写しは不可）

・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写しは不可）

・定款（写しに代表者印で原本証明をしたもの）

・過去に取り扱った同種の事業実績が確認できる書類（契約書の写し等）

　②　提出期限

**令和７年４月１１日（金）１７時必着**

　③　提出方法、提出先

　　　PDFファイルを電子メールで「７　問い合わせ先」へ提出すること。

（２）質問票の受付及び回答

①　質問方法

　　質問票（第４号様式）を電子メールで｢７　問い合わせ先｣へ提出すること。

　　併せて、質問票を提出した旨を担当者へ電話で連絡すること。

②　受付期限

**令和７年４月１４日（月）１７時まで**

　③　回答方法

**令和７年４月１６日（水）１７時**までに、参加表明のあった者に対して電子メールで回答する。

（３）企画提案書等の提出

①　提出書類　※別紙１「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

　ア　企画提案書（様式自由、１５枚以内）

　イ　業務工程表（様式自由）

　ウ　業務実施体制（様式自由）

　エ　見積書（様式自由）

　②　提出期限

**令和７年４月２３日（水）１７時必着**

　③　提出部数

　　　正本１部、副本（正本の写）５部

　④　提出方法、提出先

　　　｢７　問い合わせ先｣まで持参又は郵送により提出すること。

　　　※ＦＡＸ、電子メールでの提出は不可。郵送の場合は封筒に「宇佐神宮御鎮座１３００年を契機とした県内広域周遊デジタルスタンプラリー事業委託契約関係書類在中」と朱書きすること。

**４　審査について**

（１）審査方法

①　企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、候補者を選定する。

②　提出された書類を使用し、提案者によるプレゼンテーション審査を実施する。審査は別紙２「審査基準表」に基づき審査する。１社につき、持ち時間２０分以内（提案説明１０分、質疑応答１０分以内）とする。

③　プレゼンテーションは予め提出した企画提案書のみで行い、追加資料は認めない。

④　最優秀提案を行った者を契約候補者とする。ただし、評価の結果、最高点の提案が複数ある場合は、審議により最優秀提案を決定する。

⑤　プレゼンテーションに要する費用は、申請者の負担とする。

（２）審査基準　別紙２「審査基準表」のとおり。

（３）審査結果　審査結果は提案者へ書面で通知する。

（４）候補者決定後

　　　県は、業務委託候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合に当該候補者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。なお、契約に当たっては、企画提案書の内容をそのまま実施することを約するものではなく、内容を一部修正することもあり得る。

**５　提案競技に係るスケジュール**

（１）参加資格審査関係書類提出期限　　　　　　令和７年４月１１日（金）１７時

（２）質問票受付期限　　　　　　　　　　　　　　　　　４月１４日（月）１７時

（３）企画提案関係書類提出期限　　　　　　　　　　　　４月２３日（水）１７時

　※審査会開催日については参加者に対して別途通知する。

**６　留意事項**

（１）企画提案書等の作成に要する経費は提案者負担とし、提出された書類等は返却しない。

（２）虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。

（３）参加資格を満たしていない場合、提案競技で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。

（４）提案者３者以上の場合、事務局により書面による予備審査を行う。予備審査を実施した場合は、その結果をすべての企画提案者にE－mailにて通知する。

（５）事業を実施する際、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に再委託することはできない。

（６）審査内容に関する問い合わせには、一切応じない。また、選定結果に対する異議申立ては受け付けない。

（７）公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

（８）その他、定めのない事項について、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県個人情報保護条例、大分県会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。

**７　問い合わせ先**

〒870－8501　大分県大分市大手町３丁目１番１号

大分県商工観光労働部　観光局　観光誘致促進室　国内誘致班

TEL：097－506－2118　E-mail：a14190@pref.oita.lg.jp